ビジネスと人権に関する国家行動計画**:** ビジネスと人権の枠組への国の関与方針の策定、実施、および見直しのためのツールキット

2014年6月企業の説明責任に関する国際円卓会議(ICAR)およびデンマーク人権研究所(DIHR)作成

本文書は、 [Business & Human Rights Resource Centre(ビジネス・人権資料センター)](http://www.business-humanrights.org)による非公式の翻訳です。

オリジナル版 (英文のみ)は: <http://accountabilityroundtable.org/wp-content/uploads/2014/06/DIHR-ICAR-National-Action-Plans-NAPs-Report3.pdf>

要旨

背景

2011年6月、国連人権理事会 (UNHRC) は、国連・ビジネスと人権に関する指導原則(UNGP)を全会一致で承認しました。3年後の2014年6月、国連人権理事会は、国家行動計画(NAP)を策定して各国内で国連指導原則の実施を押し進めるよう、全加盟国に呼び掛けました。これは、2011、2012年に欧州連合(EU)が、2014年に欧州評議会(CoE)が加盟国に対して行った同様の要求に続くものです。2011年以降、こうした取り組みの影響もあり、多くの国がビジネスと人権に関する国家行動計画を策定・発表しており、さらに多くの国で現在策定中です。

本報告書の目的は、ビジネスと人権に関する国家行動計画の策定、実施、および見直しを支援することです。具体的には、国の国連指導原則の実施状況についての国家基礎評価(NBA)およびビジネスと人権に関する実際の国家行動計画、この双方の策定において、政府をはじめとした関係者を支援することを目的とした「国家行動計画のツールキット」を提供しています。また、ガバナンスや規則を改善し、最終的には人権がより尊重される世界を実現させる方法として、国内および国家間における国家行動計画の重要性を最大化するために策定された国際および地域レベルでの国家行動計画の監視と見直しに関して、その実施方法のマッピングと分析を提供します。

また、同ツールキットは、人権と多国籍企業などの企業の問題に関する国連作業部会(ビジネスと人権に関する国連作業部会)による国家行動計画の指針策定の現状や、現行の国家行動計画の分析と、その策定、実施、見直しの指針の公表に焦点を絞った取り組みやプロジェクトについての情報提供も目的としています。

プロジェクト

2013年8月、DIHRおよびICAR は、政府をはじめとしたステークホルダーが使用するツールキットという形で国家行動計画に関する指針を策定するための共同プロジェクトを立ち上げました。この共同作業と並行して、両団体は、国家行動計画の必要性と人権を基本に据えた考え方に沿ってその計画を策定する必要性を強調しました。

DIHR-ICARプロジェクトおよび、プロジェクトの主要な成果と提言をまとめた本報告書は、次の3点に資することを目指しています。第一に、国連指導原則の項目IおよびIIIに基づく、またその結果、項目IIにも関連する国家の義務の分析。第二に、国家行動計画の原則と方法論の策定。第三に、国際的、地域的、国家的レベルで現在と将来にわたるビジネスと人権に関する課題に取り組んでいく上での手順の議論。

本報告書の作成に当たって、DIHRおよびICARは、政府、市民社会、企業、投資家、学会、国内人権機関(NHRIs)、また世界中の地域的・国際的組織の各代表から意見を聞く取り組みに着手しました。幅広いパートナー組織のサポートによって可能となったこの取り組みの目的は、ビジネス活動の中での人権の保護と尊重の向上における国家行動計画の役割と機能に関する意見を収集することでした。約280人の専門家と弁護士がこの成果あるプロジェクトに貢献しました。

国家行動計画のツールキットの目的は、国家行動計画の策定と評価のための共通の枠組を構築する上で、まずその土台を築くことです。勿論さらなる検討と分析が必要であり、変化する世界や地域の問題や状況に応じて国家行動計画の指針と国連指導原則の実施内容も進化し続ける必要があります。この認識の下でDIHRおよびICARは、あらゆる関係者に対して、本報告書とここに示す指針へのご意見・指摘などをいただくことを希望しており、今後も継続的な対話を実施・支援していくことを期待しています。

国家行動計画の報告書とツールキット

報告書の構成は次の通りです。

第**1**章**:** はじめに

本章では、本報告書の背景を概説します。国レベルでの、国連指導原則をはじめとした枠組の実施に寄与する手段として、国家行動計画の活用を含めた、国によるビジネスと人権の枠組を実施する上での対話や議論の引き金となった国際的、地域的レベルでの国家行動計画の策定を取り上げます。このような背景のもと、本章では国家行動計画に関するDIHR-ICAR の共同プロジェクトを紹介し、その全体的目的や目標、プロジェクト手法を簡単にまとめています。

第**2**章**:** 国家行動計画**(NAPs)**

本章では、ビジネスと人権に関する国家行動計画を取り巻く状況を俯瞰し、国家行動計画の概要、ビジネスと人権に関する国家行動計画の策定を必要とする理由、ビジネスと人権に関する国家行動計画に関連のある他の国家行動計画(人権や企業の社会的責任、策定に関する国家行動計画等)、これら他の国家行動計画から得た

主な教訓等に焦点を当てます。本章ではまた、ビジネスと人権に関する国家行動計画の観点から、国際、地域、国の各レベルでの策定をまとめています。

本章には、本報告書の付属文書2に、国家行動計画に関する国家策定状況の補足が収められています。

第**3**章**:** ステークホルダーの視点

本章では、本プロジェクトで派は広く実施した協議プログラムにおける加盟国間で大筋合意した国家行動計画の視点をまとめています。ステークホルダーの信頼を得ることは、国家行動計画が正当性、信頼性、有効性を得る重要な前提条件です。こうした共通の視点は、その都度国家行動計画のツールキットの取り組みと内容に反映されます。本章には付属文書3の補足がついています。そこには本プロジェクトの協議プロセスの一環として行われた対話イベントの概略を報告しています。

第**4**章**:** 国家行動計画ツールキット

本章では、国家行動計画のツールキットの概要を説明しています。ツールキットの目的は、国家行動計画の策定、実施、見直しのサポートです。本章では、国、市民社会、国内人権機関、企業、その他のステークホルダーが国家行動計画のツールキットを利用して、ビジネスと人権に関する枠組の国による国内実施を支援する方法について詳しく説明しています。また、国家行動計画のツールキットの3つの主な構成要素の概略を説明します。個別の内容は本報告書の第5章から第7章に提示されます。図1に示したツールキットの3つの主な構成要素は次の通りです。(1) 国の基礎評価 (NBA) テンプレート、(2) 国家行動計画 (NAP) 指針、(3) 国家行動計画の監視と見直し。

第**5**章**:** 国の基礎評価**(NBA)**テンプレート

国家基礎評価 (NBA) テンプレートは、国連指導原則の各項目を順番に取り上げ、その他のビジネスと人権に関する枠組と既存の人権対応への取り組みを活用して、現行の法律、方針、その他国家レベルの対策が、国連指導原則および他のビジネスと人権の国際的基準に基づいて人権を保護する国の義務の実施にどれだけ貢献しているかを評価する基準、指標、スコーピング用質問を提供します。このテンプレートは、国を超えた基本分析に定型的な方法を取ることができる一方、各国のユーザーが状況に応じた使い方ができるようにカスタマイズすることが可能です。国家基礎評価 (NBA) テンプレートは、本報告書の付属文書4にあります。

本章にもテーマ別テンプレートが入っています。これは、本報告書の公開後に、現行のNBAテンプレートの補遺として作成・公開されます。

第**6**章**:** 国家行動計画指針

国家行動計画の指針は、段階的アプローチと国家基礎評価テンプレートを活用して、政府およびその他のステークホルダーに、人権を基本に据えた取り組みに求められる原則に沿った、ビジネスと人権の国家行動計画の策定、実施、見直しのプロセスを設計・実行の進め方のロードマップを提供します。

国家行動計画の指針は、計画の範囲と内容、計画内の優先事項の特定などを説明しています。国家行動計画の指針に基づくチェックリストは、本報告書の付属文書5に入っています。

第**7**章**: 国家行動計画**の監視と見直し

多数の国が国家行動計画を策定することにより、国家およびその他の当事者は、双方の経験を共有する貴重な機会が得ることができます。共有できることには、ビジネスに関わる人権侵害の防止策や解決法の改善に寄与する方針や法改正、その他の手段を得られることなどがあります。

それに呼応して、このツールキットの最後に用意したツールは、国家その他のステークホルダーが国家行動計画を実施することにより最大限の成果を生み、その成果をビジネスと人権の政策を進歩・発展させていくための機会として活用できるよう支援する、国家行動計画の追加的措置への選択肢を国際的、地域的レベルで検討します。